

令和4年6月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会



会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会会議事規則第5条の規定により会長  
にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員で  
すが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、6番 中野委員、11番 矢次委員  
にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第38号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい  
て」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第38号第1項について説明いたします。議案は、  
2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

6月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現  
地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約100m、●●●、地目は登記・  
現況ともに田、面積1,096㎡です。譲受人は●●●の●●●さん  
で、耕作面積は22,106㎡です。権利の種類は所有権移転です。  
譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、こちらに●●●がありまして、ずっと●●●  
の方に行きまして、●●●がここにございますが、すぐ、こちら側、  
100m離れたすぐそばが、申請地になっております。

写真ですが、●●●がこちらでございまして、申請地が少し右側、  
こちらになります。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、現在●●●にお住ま  
いで農地の管理が難しいため、どなたかに譲りたいと考えられ、譲  
受人の●●●さんは、規模拡大を考えられていたところに●●●さ

んからお話があり、それを了承され、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は25年です。年間農作業従事日数は、ご本人が120日、奥様が100日、息子さんが120日、息子さんの奥様が100日となっております。

営農計画ですが、申請地では稲作を行い、裏作で玉ねぎを栽培することです。すでに●●●さんが耕作をされておりました、現在こちらに玉ねぎが植えてある状態です。逆側から見て、これが玉ねぎを植えてある状態で、問題ないかと思われます。

農機具の保有状況ですが、トラクター1台、草刈機2台、軽トラック1台とトラック1台、管理機2台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第1番 この件につきまして、6月6日に、●●●推進委員、事務局2名、私とで現地確認をいたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。申請地は、譲受人の●●●さんが以前より、玉ねぎ等を二毛作で営まれています。譲受人の●●●さんは、水稻、野菜、菌種栽培と幅広く農業をされています。立派な後継者もおられ、家族全員が農業に従事されています。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

6月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、それと、申請者である●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約4km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積741㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は34,102㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は同じく●●●の●●●さんです。

申請地ですが、ここに●●●がございまして、そのそばに、元の●●●があつて、今●●●さんをされていますが、こちらに国道●●●号が通つていまして、こちらに行けば●●●の方に行きますし、ここに県道が通つておりまして、●●●の方に行きますが、申請地はこのあたりから上に上がつて、●●●の中の農地になっております。

申請地のこの筆ですが、譲受人の●●●さんのお父様、●●●さんの農地が隣にございまして、ほとんど一体化しており、同じ筆のような状態になっております。

申請の理由ですが、以前からこちらの土地は●●●さんと●●●さん、双方の合意のもと、●●●さんが自分の土地として耕作していました。最近、登記名義人の変更がされていなかったことが判明し、この度、双方連名により本申請に至つたものでございます。●●●さんは既に息子の●●●さんに経営移譲されているため、息子さんの名義にするものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は16年です。年間農作業従事日数は、ご本人が300日、お父様が300日、お母様が200日となっております。

営農計画ですが、申請地では以前、果樹の栽培をされていたため、引き続き果樹を栽培されるご予定です。

申請地の状況ですが、道路側から見た図ですが、こちら側が●●●●●さんの名義の農地になっておりまして、こちら側が申請地になっております。赤い線で囲つた農地が、申請地です。筆としては分か

れているような状況ではございません。こちら側が●●●さんの名義の農地になっていて、現在、何か作っているということはないのですが、以前は果樹を栽培されていたということで、引き続き果樹を栽培されると聞いております。

農機具の保有状況ですが、スピードスプレーヤー1台、刈払機2台、乗用草刈機1台、軽トラック1台、トラック1台等を所有されているとのことです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 8 番 この件につきまして、6月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、申請者である●●●推進委員さん、私と事務局3名で現地確認を行いました。内容につきましても事務局からの説明のとおりで、補足することはないのですが、●●●でも一番若い後継者でもある●●●さんが、引き続いてされるということで、問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第39号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第39号第1項についてご説明します。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

6月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北1.9kmに位置する、●●●農業振興地域内の農用地区域外農地であり、過去に公共投資の対象となっていない小集団農地で、第1種、第3種いずれの要件にも該当しない第2種農地です。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積は2,198㎡、外8筆で、合計面積は12,632㎡です。

場所は、こちらに、●●●や●●●がございまして、そこから、北約1.9kmの●●●地区にある●●●の近くの農地になります。

こちらが●●●の集落で、黄色の部分が申請者の●●●さんの自宅で、自宅の下から●●●方面に連なる農地です。

写真の説明ですが、こちらが自宅の下の●●●と●●●と●●●の農地でございます。一部、ちょうど現地確認に行ったときに申請者の●●●さんが、草刈り作業をされていまして、反対側から見た同じ農地の写真ですが、こちらが申請者の自宅でございます。こちらがちょっと奥にあるのですが、●●●の農地で、カヤ畑になっており、こちらが草刈り作業をされていた農地でございますが、このように、ずっと●●●に行く方面に連なる農地で、5年前から耕作をやめられた農地に、これから植林をされる計画です。

転用者ですが、本申請地の所有名義は、令和3年5月に亡くなられた●●●さんでございますが、相続登記前のため、法定相続人である、●●●の農業者の奥様の●●●さん、●●●の長女の●●●さんと、●●●の長男の●●●さんの3名の相続関係人からの申請となります。法定持分は、●●●さんが2分の1、●●●さんが4分の1、●●●さんも、同じく4分の1となっております。

転用目的は、●●●さんは、高齢により米作りをやめられ、また、現在お一人で今後も米づくりが出来ないため、圃場も3方を山や河川に囲まれているため、スギ1,300本を植林される計画でございます。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、申請地はそれぞれ、山林、原野、所有者

の田、こちらのみ、ほかの方の田に接しておりますが、すべて荒廃農地となっております。その他、河川、水路に接しており、隣接農地の田についても、現在、雑木等が繁茂しており農地としての現況をとどめていないため、問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、こちらの緑色に書かれた申請地に、合計スギ1,300本を植林される計画です。

用排水計画ですが、植林のため、雨水は自然流下で地下浸透させ、汚水は発生しないため問題ありません。

被害防除計画は、こちらも、造成や整地は行わず、土砂の流出のおそれはなく適当です。

周辺の農地の日照、通風についても、付近には、営農されている農地もないため問題ありません。以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 4 番 この件につきまして、事務局の説明のあったとおり、6月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと、事務局2名で現地確認を行いました。この集落は限界集落で、現在ほとんど農業をされている人はおられません。田畑は全部荒れている状態です。●●●さんにつきましても、旦那さんが早くから病気で亡くなっておられます。一人で基盤整備をして、1軒家が建つくらい金額を田んぼに投資をされていますが、今現実ではどうしようもできません。奥さんがまだ草を刈れるうちに、家の前をそのままにしておくわけにはいかないため、今のうちにスギを植林したら、この先どうにかなるんじゃないかということで、私が草を刈れるうちに植えたいということで、CO2削減にもなりますし、良いことですので、家のまわりが荒れた状態より、スギが育っていった方が、良いということでもありますので、皆さんのご審議をよろしく願いいたします。



議 長           これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長           はい。質疑がないようですので、それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長           全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長           議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局          それでは議案第40号1項についてご説明します。議案は6ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

6月8日、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西1kmに位置し、過去に公共投資の対象となっておらず、生産性の低い小集団農地であり、第1種、第3種いずれの要件にも該当しない第2種農地となります。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積は2,172㎡です。所有者は●●●の●●●さんで、一時転用者は●●●の●●●事業、●●●事業、●●●事業を営まれる●●●さんです。

場所ですが、こちらが●●●で、県道●●●号●●●沿いにある畑となります。

写真の説明をさせていただきます。こちらは無断転用事案でございまして、申請前の4月末に撮影した状況でございまして、砂利やアスファルト殻、プレハブの倉庫や、仮設トイレ等がございまして、このようなかたちになっておりました。

こちらが、申請後の現地調査時の写真ですが、既に工事は終了し、仮設トイレのみ残っているという状況でした。

今後は、一時転用後に、所有者さんが、柑橘の木を植えられるということで、これから業者さんの方で原状回復されるご予定です。

転用目的は、●●●工事（第2工区）の施工のための、資材置場、駐車場が必要となったため、工事場所近辺の本申請地を、令和4年8月31日まで使用貸借するものでございます。

本案件については、無断転用案件でございまして、令和4年3月から資材置場として利用されておられますが、一時転用に係る転用申請が出ておりませんでしたので、この度、申請をいただき追認許可するものでございます。

なお、事業完了後は、残土、倉庫等を撤去し、農地を畑として原状回復する旨の誓約書が添付されており適当です。

（スクリーンに分間図を表示）

隣接農地の関係ですが、北側は堤と水路、東側は宅地と県道、南側は市道、西側は水路を挟んで、畑がございまして、こちらの畑は荒廃地であり農地としての現況をとどめていないため、問題ありません。

（スクリーンに配置図を表示）

次に土地利用計画図ですが、こちらの配置図のとおり、残土置場、アスファルト殻置場、管材置場、粒調置場、ダスト置場、プレハブ、駐車場（6台分）、仮設トイレを整備されておられました。

用排水計画は、雨水は自然流下で地下浸透させ、汚水の発生はなく適当です。

被害防除計画ですが、造成や整地は行っていないため、土砂等の流出の恐れはなく適当です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

（担当委員が挙手）

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 9 番 この件につきまして、6月8日、●●●会長、事務局より2名、そして、●●●推進委員と私、そして●●●の●●●さんの6名で現地確認を行ったところですが、今事務局の説明があったとおり、

先月の5月に、この近くで現地確認があった帰りに、ここの農地は農業委員会に申請がされていないんじゃないかということで、見つけたというか、見つかったというか、そんな感じで、●●●さんも、出さないといけないと知らなかったということで、今回始末書も提出されていますが、改めて現地確認に行ったわけです。一時転用ということで、3月から8月までの使用ということで、許可をしていただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長           これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長           それではないようですので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長           全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長           議案第41号「令和3年度活動点検・評価(案)及び令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局           議案第41号、「令和3年度活動の点検・評価(案)及び令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」についてご説明します。

本議案につきましては、農業委員会の適正な事務実施について、国が定めた項目に基づき、毎年、法令事務等の点検・検証を行うとともに、当該年度の最適化活動の目標等を定めるものですが、目標の設定等については、国からの通知により令和4年度から設定の内容が変更されています。

それでは、議案の8ページからご覧ください。8ページは、令和3年度末の農業委員会の状況です。1の「農業の概要」は記載のとおりで、2020年農林業センサス等の数値を用いています。2は、農業委員会の現在の体制で、農業委員数は19名、農地利用最適化推進委員は25名で、任期は令和6年3月7日までです。

つづきまして、9ページでございます。9ページは、担い手への農地の利用集積・集約化についてです。1の現状ですが、令和2年度末の集積面積は1,721haでした。2の、令和3年度の目標

及び実績ですが、集積目標1, 921haに対して集積実績は1, 681ha、達成状況は87.5%となりました。3は目標の達成に向けた活動の計画と実績、4は目標及び活動に対する評価です。

一番下、4の活動に対する評価は、「人・農地プランの話合いでは、多くの地域が担い手不足等により農業経営の継続が困難である現状が明らかになった。新規作物への取組や新規就農者の確保等への支援が必要である。」といたしました。

つづきまして、10ページでございます。10ページは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進で、1は令和2年度までの新規参入者数等で、記載のとおりです。2は令和3年度の目標及び実績ですが、参入目標3経営体に対して、参入実績は12経営体で、達成状況400%となりました。この12経営体には空き家に附属する農地の取得者等、定住関係で農地を取得された方を含んだ実績でございます。次に、3は目標の達成に向けた活動の計画と実績、4は目標及び活動に対する評価です。

一番下、4の活動に対する評価は、「新規就農者の農地確保が必要な場合は、借受農地の地元調整や農地中間管理事業の活用を行うとともに、新規就農者の経営が安定するよう支援していく必要がある。」といたしました。

つづきまして、11ページでございます。11ページは、遊休農地に関する措置に関する評価で、1は令和2年度末の遊休農地面積で63haとなっておりました。2は令和3年度の解消目標及び実績で、解消目標6haに対し、解消実績8ha、達成率133%となっています。解消実績が目標を上回った要因としては、令和3年度の農地パトロールで、A分類の遊休農地を重点的に確認したところ、耕作再開や保全管理が行われている農地が確認できたため解消につながったものです。次に、3の目標の達成に向けた活動でございますが、農地の利用意向調査は10筆、1.5haについて行いました。4の目標及び活動に対する評価ですが、一番下、4の活動に対する評価は「遊休農地の再生は困難であるが、優良農地の確保を最優先課題として利用状況調査に取り組む必要がある。」としております。

つづきまして、12ページでございます。12ページの、違反転用への適正な対応については、令和2年度末の違反転用は0ha、令和3年度の実績も0haとなっています。一番下、3の活動に対する評価については、早期発見には日頃からの巡回が必要であるとしております。

つづきまして、13ページでございます。13ページは、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検で、1の農地法第3

条に基づく許可事務については、1年間の処理件数が33件、2の農地転用に関する事務については、1年間の処理件数が43件となっています。

つづきまして、14ページでございます。3の農地所有適格法人からの報告への対応についてですが、農地法の規定により農地を所有する資格のある法人で農地を所有又は借り受けている法人は、毎年決算状況等を農業委員会に報告する義務があります。萩市内でその数は49法人で報告があった法人数は49法人です。次に、4の情報の提供等でございますが、「賃借料情報の調査・提供」については、賃貸借の件数が851件で、令和3年9月総会で承認いただいた賃借料情報を、ホームページに掲載しています。「農地の権利移動等の状況把握」については、年度末に農地の権利移動や貸借等について取りまとめるもので、件数は1,437件となっています。「農地台帳の整備」については、整備対象農地面積は5,691haで、権利移動等が発生した場合は、随時農家台帳を更新しています。

つづきまして、15ページでございます。15ページ上段、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容ですが、ホームページ等で意見募集を行ったところ、「農地利用最適化等に関する事務」について、ご覧のようなご意見があり、対処内容は記載のとおりいたしました。

次に、15ページの事務の実施状況の公表等でございますが、1の総会の議事録についてはホームページで公表しております。2の意見の提出については、提出件数1件で、2月10日に萩市長あて提出した意見書の内容を記載しております。3の活動計画と点検・評価についても、ホームページで公表しております。

つづきまして、16ページでございます。16ページは令和4年度の最適化活動の目標の設定等（案）で、令和4年4月1日現在の農業委員会の状況です。

つづきまして、17ページでございます。17ページの1、最適化活動の成果目標でございますが、(1)農地の集積の①は現状及び課題で、これまでの集積面積が1,681ha、集積率39.1%となっています。②の目標でございますが、農地の集積の目標年度は令和5年度末、集積率の目標は70%となっています。これは、国の通知により山口県の集積目標に合わせたもので、かなりハードルの高い目標となっています。この目標を達成するためには、令和4年度中に新規の集積面積を665ha増やす必要があります。

次に、(2)遊休農地の解消の①は現状及び課題で、現在の1号遊休農地の面積は55haとなっており、このうち、草刈り等で直ちに耕作可能となる緑区分の遊休農地が25ha、基盤整備等を行

えば耕作可能となる黄区分の遊休農地が30haとなっております。②の目標では、緑区分の遊休農地25haの5分の1、5haが解消目標面積となります。解消の方法は、耕作再開か農地中間管理機構への貸付を行う必要があります。また、黄区分の遊休農地については、現況を確認し、今後の土地利用について検討するとしております。また、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積は利用意向調査を行った農地面積、1.5haでございます。

つづきまして、18ページでございます。18ページの(3)、新規参入の促進の①は現状及び課題で、記載のとおりです。②の目標でございますが、平成28年度から平成30年度の権利移動面積、これは農地法3条許可及び農用地利用集積計画によって権利の設定が行われた農地面積となりますが、この3年間の平均が334haでございます。目標面積はこの334haの1割以上で、33.4haといたしました。これは、令和4年度中に、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得て公表する農地の目標面積となります。今年度より、新規参入者の人数ではなく、貸付意向の把握が重要になっているということです。

つづきまして、18ページ中段の2、最適化活動の活動目標の(1)、農業委員及び推進委員が最適化活動を行う日数の目標は、1月当たり6日としております。(2)の活動強化月間は、8月から10月の3回を設定、(3)の新規参入者相談会への参加目標は2回で、山口県及びやまぐち農林振興公社が開催する相談会への参加をお願いするものでございます。

以上、説明が大変長くなりましたが、本議案が承認されましたら、県や農業会議等へ報告するとともに、萩市のホームページに掲載し公表することとなります。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。  
なかなか難しい内容でしたが、よろしいですか。

(●●●委員挙手)

議長 はい、●●●委員。

第4番 この度、農政局あたりから、地域の地力の増進ということで、緑地栽培ということを出されたのですが、私も自己保全ということで、緑地栽培の計画を出したのですが、山口県としては、緑地栽培は認めてないというような、萩市からの返事をいただきました。国としても、この度、座談会の中で、自己保全については入ります

から植えられたら良いですよということで、わざわざ山口県まで来て説明があったのですが、実際私がそのような計画を出したのですが、山口県としては認めてないということで、返事をいただきました。せっかくこういった自己保全でできない状態、緑地でも植えて、2年後には作物を植えていこうとする意欲というか、それである程度、農地を荒らさないようにやっていこうと、やってきたつもりですが、山口県はどうして反対のことを言われるのか、農業委員会でもそういったあたりをぜひ、山口県にあげてもらって、せっかく農地を守っていこうと進めていく段階で、ぜひともこれは進めてもらいたいと思います。

事務局      ご意見ありがとうございます。総会後の協議会でお願いをしますが、「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出について」ということで、農業委員会の方から山口県農業会議の方に意見を提出して、それを農業会議さんがまとめたものを、県知事や国会議員さんに意見書として提出するという機会がございますので、ぜひそちらの方でも意見として出ささせていただきたいと思います。また、農政課の方にもこういったことがあるということで、情報提供をしたいと思っております。よろしいでしょうか。

第 4 番      地域の人によって聞いたんですよ。現在、水がない状態なので、来年野菜を植えるために、緑地栽培、要するに牧草を植えて、それを青刈りですいていくと、国がそれをやれば管理費をもらえますよと、何もしないでおれば何もないですよということで、こういう状況なので2万円でも欲しいので計画したのですが、山口県は認められませんということで、●●●の総合事務所から回答がありましたので、おかしいなあということで、いろんな面で国自体が、農政局あたりが、全国に新聞等で示した中で、こういったものをやりましょう、こういったことをやったらいいですよ、ということが、何で各県によってそのへんの考え方がばらばらなのか、ちょっと不思議に思います。

事務局      はい、ご意見を承りまして、伝えていきたいと思えます。ありがとうございました。

議長      よろしゅうございますか。

第 4 番      はい。

議長 では関係各機関の方へ意見としてまとめて提出したいと思います。

議長 ほかにご質問はございませんか。  
それではないようですので、採決いたします。議案第41号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第41号は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、萩市では、通常4月1日と12月1日の年2回、利用集積計画を上程しております。今回の利用権の設定につきましては、急遽新しい借り手が決まったものや、書類の提出が先月の公告に間に合わなかったもの等を上程いたしております。

公告は7月1日付となります。

それではお手元にお配りしています利用権設定状況（令和4年7月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。

7月1日に設定されるものは、新規が、件数2件、筆数5筆、田が10,250㎡です。

利用権設定の内容につきましては、3ページ以降に記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。



議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第42号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第42号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案)

議 長 議案第43号「現況確認書の交付について」を議題に供します。第1項から第6項まで一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第43号第1項について説明いたします。議案は21ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

6月3日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西990mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は2.09㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

場所ですが、国道●●●号線から●●●の方に入る途中の、●●●や●●●がある近くの農地の中の一角でございます。

申立てによると、申請地は、昭和54年に隣接する●●●に所在する建物が増築された際に、申請地にまたがって建築されたため、40年以上に亘って宅地として一体利用されている状況でした。

本調査によると、申請地には木造瓦葺平家建ての居宅が建っており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。こちらの●●●さんと書かれた家の一角の増築部分が今回の申請地でございます。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第2項について説明いたします。

同じく6月3日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東730mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積340㎡外1筆で、合計面積は508㎡です。

申請人は、被相続人の●●●さんの相続人代表である●●●の●●●さんと、●●●の●●●さんです。

場所ですが、こちらが●●●、●●●や●●●があるあたりで、市道沿いの住宅地に囲まれた農地となります。

申立てによると、申請地は、昭和61年に建てられた居宅の敷地の一部をはじめ、倉庫の敷地、宅内通路、庭として利用されているということです。本調査によると、申請地は、木造瓦葺2階建の居宅、鉄骨造ストレート瓦平屋建倉庫、宅内通路及び庭の敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。こちらもゼンリンの地図のとおり、それぞれ宅地や倉庫や家の部分に変わっております。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第3項について説明いたします。

5月23日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西1kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積277㎡外13筆で、合計面積は8,238㎡です。

申請人は、●●●、●●●、●●●さんです。

場所ですが、こちらの●●●があった●●●の中の●●●敷地内にある地目が畑のままの農地になります。

申し立てによると、申請地は、平成16年に農地法第5条許可を受けて公園や駐車場整備を目的として取得されましたが、事業計画どおりに転用されず、経年により原野となっているということです。

本調査によると、申請地は、雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第4項を説明いたします。議案は22ページです。

6月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西540mに位置する、●●●、登記地目は田、面積は282㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

場所ですが、こちらが●●●でございます、●●●内にある小農地です。

申立てによると、申請地は、平成25年7月に発生した水害の土砂流入により、田としての機能はなくなり、そのまま雑木等も大きくなり、現在に至っている状況です。

本調査によると、申請地は、今後復旧の見込みがなく、雑木等も生い茂り、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第5項について説明いたします。

6月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西2kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積1,350㎡外5筆で、合計面積は5,815㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

場所ですが、こちらに●●●がございまして、こちらが県道●●●号線から、少し北に上がった、●●●沿いにある、まわりを山に囲まれた農地です。

申立てによると、申請地は、平成15年頃までは耕作していたが、それ以降は耕作放棄により荒廃し、現在に至るということです。

本調査によると、申請地は、雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

なお、本申請地は、令和3年度の利用状況調査結果により、令和4年4月28日付で、農業委員会から非農地通知を行っている農地でございます。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第6項について説明いたします。

6月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西1.5kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は1,188㎡外1筆、合計面積は2,199㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。  
場所ですが、こちらに●●●がございまして、●●●のところから北に上った、●●●地区にある農地です。  
申立てによると、約10年前から耕作放棄され、雑木が全体に生い茂った状態にあるということです。  
本調査によると、申請地は、雑木が生い茂り、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。  
なお、こちらの申請地も、令和3年度の利用状況調査結果により、令和4年4月28日付で、農業委員会から非農地通知を行っている農地でございます。以上6件報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第43号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時23分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和4年6月16日

萩市農業委員会会長

片岡 兼雄

委員

中野 恵子

委員

矢次 利豊